

(別記)

通達第2号(一)ニニ(二)ニ

「中央執行部を解散す」

中央執行部を解散す。二月二十三日(時)に解散せしめられた。

一、平野、藤田の職務を解除する。藤田は議事録を整理し、平野の職務を継承し、これより出資の処分、旧日清支那銀行の整理を任ぜられた。

注意 除名するに際し、藤田の理由に示す「藤田が旧日清支那銀行を管理するに不適当である」という理由が、藤田自身の健康を理由とするものなり、行動(労働)を要求するものなり(そのうち改正に賛成するものも少なく、全体的に受容せしむるものなり)

藤田の職務を継承するに際し、今日全体的に受容せしむるものなり(そのうち改正に賛成するものも少なく、全体的に受容せしむるものなり)

藤田の職務を継承するに際し、今日全体的に受容せしむるものなり(そのうち改正に賛成するものも少なく、全体的に受容せしむるものなり)

藤田の職務を継承するに際し、今日全体的に受容せしむるものなり(そのうち改正に賛成するものも少なく、全体的に受容せしむるものなり)

以上の内容を「藤田の職務を継承するに際し、今日全体的に受容せしむるものなり」として、中央執行部の前に即ち提出せしむるものとす。

ハ、東京地方支部は東京の「日清支那銀行」の業務を継承するに際し、藤田の職務を継承するに際し、今日全体的に受容せしむるものなり(そのうち改正に賛成するものも少なく、全体的に受容せしむるものなり)

ニ、東京の「日清支那銀行」の業務を継承するに際し、今日全体的に受容せしむるものなり(そのうち改正に賛成するものも少なく、全体的に受容せしむるものなり)

夫、東京の「日清支那銀行」の業務を継承するに際し、今日全体的に受容せしむるものなり(そのうち改正に賛成するものも少なく、全体的に受容せしむるものなり)